

<参考>

## 現場（業務）代理人の兼任が可能なケース

### 次の場合、現場（業務）代理人の兼任が可能

<ケース1，ケース2共通の要件>

- 1 同一の発注機関（事務所）の案件であること。
- 2 他の工事の主任技術者と兼任していないこと。
- 3 工事現場に速やかに向かう等の対応が可能。

〔ケース1〕

兼任しようとする工事に **3,500万円**（建築一式は **7,000万円**）以上の工事が1件以上含まれる場合

工事A（土木一式）  
**3,500万円以上**



小規模修繕業務委託  
2,000万円未満

<下記要件をすべて満たすこと>

- 1 兼務できる工事は原則（※1）1件と、小規模修繕業務委託1件
- 2 最も遠い工事現場間の直線距離が20km以内、かつ、移動時間が概ね20分以内。ただし、発注者が支障ないと判断した場合は、その距離や移動時間を超過可。

〔ケース2〕

兼任しようとする工事すべて **3,500万円**（建築一式は **7,000万円**）未満の場合

工事A（土木一式）  
**3,500万円未満**



工事B（建築一式）  
**7,000万円未満**

小規模修繕業務委託  
2,000万円未満

<下記要件をすべて満たすこと>

- 1 兼務できる工事は原則（※1）2件までと、小規模修繕業務委託1件
- 2 最も遠い工事現場間の直線距離が20km以内、かつ、移動時間が概ね20分以内。ただし、発注者が支障ないと判断した場合は、その距離や移動時間を超過可。
- 3 予め工事Aと工事Bの現場代理人の兼任が発注者により認められていること。

※1 工事箇所に隣接し連続した同種の3,500万円（建築一式工事にあっては7,000万円）未満の工事箇所については、兼務件数の原則外として兼務件数を1件として取扱うことができる。